

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和6年			令和5年 3月末累計	前年同期比(件)
	3月件数	2月末累計	3月末累計		
全認知件数	33	48	81	80	1
凶悪犯	1	1	2	0	2
粗暴犯	2	2	4	4	0
窃盗犯	22	35	57	51	6
侵入盗犯	1	7	8	9	-1
空き巣	0	1	1	4	-3
その他	1	6	7	5	2
乗り物盗	4	12	16	15	1
自転車	3	11	14	13	1
オートバイ	0	1	1	1	0
自動車	1	0	1	1	0
非侵入窃盗	17	16	33	27	6
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	4	0	4	4	0
車上ねらい	0	1	1	0	1
自動販売機ねらい	0	0	0	1	-1
その他	13	15	28	22	6
知能犯	5	5	10	13	-3
詐欺	5	5	10	13	-3
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	3	3	1	2
その他の刑法犯	3	2	5	11	-6
占有離脱物横領	0	0	0	0	0

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和6年3現在(暫定値) 9,486件(前年同期比 -484件、-4.9%)

2 刑法犯検挙状況(3月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	37	21	45.7%
窃盗犯	23	13	40.4%

3 人身交通事故発生状況(2月末現在)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
			12件	13件
発生	25	-22		
死者	1	+1		
負傷者	28	-41		

4 特殊詐欺の認知状況

令和6年2月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	355	8億6,018万円
オレオレ詐欺	101	5億1,042万円
預貯金詐欺	134	9,731万円
架空料金請求詐欺	32	7,400万円
融資保証金詐欺	2	56万円
還付金詐欺	55	1億2,622万円
その他の手口	4	2,538万円
キャッシュカード詐欺盗	27	2,626万円

令和6年2月末の栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	10	1,613万円
オレオレ詐欺	1	1,015万円
預貯金詐欺	6	345万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	3	252万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

(1) 4月6日(土)から15日(月)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

この時期は一人歩きに不慣れな子供たちが道路を利用しています。運動中も運動後も子供たちが交通事故に巻き込まれないよう地域ぐるみで交通安全を実践しましょう。

(2) 県警察では今月、管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて特殊詐欺被害防止や事故等に遭わないための情報発信活動を推進しています。

巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

(3) 自転車やオートバイには必ず鍵を掛けて下さい。自宅の敷地内でもマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分注意して下さい。

(4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、3月中の阻止が8件、3月末までの累計は11件です。

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらし	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目				1						1
	元大橋 2丁目										0
	中野町									1	1
	若竹町										0
	柏陽	1								1	2
	鍛冶ヶ谷 1丁目						1		1		2
	鍛冶ヶ谷 2丁目										0
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町									5	5
上郷・庄戸	野七里 1丁目										0
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目									1	1
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目								1		1
	庄戸 5丁目									1	1
	東上郷町										0
	長倉町									2	2
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目									1	1
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目								1	2	3
	飯島町	1					1		1	2	5
	長沼町										0
合計		1	1	0	0	1	14	1	10	51	81

栄 地域安全情報

令和6年
4月号

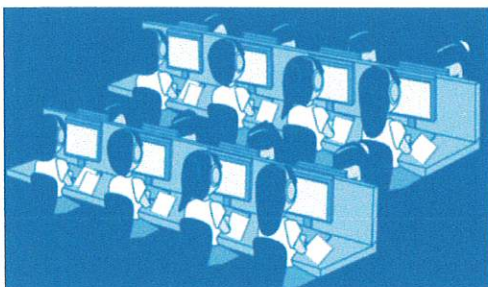
県警察では、増加している特殊詐欺の被害を防ぐため、電話で県民の皆様にご注意を呼び掛ける「特殊詐欺等被害防止コールセンター」を民間の企業に委託して運用しています。

Q. 「コールセンター」って
何をしているの？



A. 「コールセンター」は、特殊詐欺の電話が多くかかってきている地域の個人宅や金融機関等に電話をかけ、犯人グループの電話より先回りした注意喚起を行っています。

「特殊詐欺等被害防止コールセンター」



電話番号：045-290-1521

(電話に通知されるコールセンターの番号です)

業務日：月曜日～金曜日

業務時間：午前9時～午後5時

(土、日、祝日及び年末年始を除く。)

受託業者：株式会社ファーストユニオン



「コールセンター」をかたった電話に注意!!

「コールセンター」を名乗り、家族構成や口座保有状況などを聞き出す不審電話にご注意ください!

県警察が実施している「コールセンター」は…

- ※ お名前やご住所、家族構成などの個人情報には絶対に聞きません。
- ※ 通帳やキャッシュカードの暗証番号を確認することは絶対にありません。
- ※ コールセンターから「お金」を要求する話は絶対にしません。

栄 警察 署

045(894)0110

栄区内の火災・救急状況について

区連会4月定例会資料
令和6年4月22日
栄消防署

火災情報

令和6年3月31日現在

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和6年		令和5年	増△減	
	3月	累計			
件 数	2	6	3	3	
火災種別	建 物	2	5	2	3
	林 野		0	0	0
	車 両		0	0	0
	船 舶		0	0	0
	航空機		0	0	0
	その他		1	1	0
損害	焼損床面積		97	0	97
	死 者		1	0	1
	焼死等		1	0	1
	放火自殺		0	0	0
	負 傷 者		3	1	2

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和6年	令和5年	増△減		
件 数	172	208	△ 36		
火災種別	建 物	116	123	△ 7	
	林 野	0	0	0	
	車 両	18	18	0	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	38	67	△ 29	
損害	焼損床面積	1,861	1,759	102	
	死 者	12	4	8	
	焼死等	12	4	8	
	放火自殺	0	0	0	
	負 傷 者	28	28	0	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	1	0	1
2	こんろ	1	1	0
3	放火（疑い含む）	1	1	0
4	火あそび	2	0	2
5	その他（調査中含む）	1	1	0

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	33	36	△ 3
2	放火（疑い含む）	16	39	△ 23
3	こんろ	22	18	4
4	ストーブ	14	10	4
5	電気機器	13	12	1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	5	本郷第三地区	0
笠間地区	0	上郷西地区	0
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計			6

【3月中の火災】

3月17日 飯島町 共同住宅居室の床及び壁面若干焼損

3月18日 飯島町 共同住宅居室内においてごみ袋焼損

救急情報

令和6年3月31日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和6年		令和5年	増△減
	3月	累計		
件数	637	2,073	1,848	225
急病	463	1,571	1,360	211
交通事故	15	46	51	△5
一般負傷	125	354	361	△7
その他	34	102	76	26

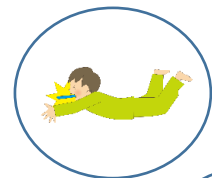
横浜市内				
救急状況				
年別	令和6年	令和5年	増△減	
	件数	63,598	57,899	5,699
急病	45,271	40,803	4,468	
交通事故	2,106	2,036	70	
一般負傷	11,660	10,722	938	
その他	4,561	4,338	223	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

気を付けて! 家庭の中の 小さな危険



こんな経験
ありませんか?



事故予防対策

- ☆部屋の中は整理整頓!
- ☆電化製品等のコード類は、人の通らないところに設置しましょう。
- ☆階段の付近は明るくし、滑り止めや手すりをつけましょう。
- ☆靴下やスリッパは滑りにくいものを履きましょう。

《急な病気やけがで受診の相談をしたいときは・・・》

横浜市救急相談センター（#7119） 医療機関案内/救急電話相談

☎#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線）＜年中無休・24時間対応＞

または 045-232-7119（すべての電話で利用可）

お問合せ先 栄消防署総務・予防課 予防係

☎/FAX 892-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 9 月 30 日（月）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入のうえ、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

4 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。

5 お問い合わせ先

栄消防署総務・予防課 予防担当 TEL：892-0119

自治会・町内会会長各位

日本赤十字社栄区地区委員会
委員長 松永 朋美

令和 6 年度日赤活動資金募集について（お願い）

平素から赤十字事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年度は事業推進の基盤である日赤活動資金募集にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として別紙のとおり募金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、日赤の関係書類等を次のとおり送付いたしますのでよろしくお取り計らいください。

- (1) 令和 6 年度日赤活動資金予定額一覧表（区全体・地区別）
- (2) 令和 6 年度日赤会員増強運動資材一覧表（地区別）

【募集期間】 5 月 1 日～6 月 30 日

※今年度分の活動資金については令和 6 年 8 月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】 祝祭日を除く、月～金 午前 9 時～午後 5 時

資材についてのご要望（追加等）がありましたら下記事務局までご一報ください。なお、資材等の余剰分については、貴会で処分していただいかまいません。

事務局：日本赤十字社栄区地区委員会 担当：根岸・小沼
栄区桂町 279-29（栄区社会福祉協議会内）

TEL 894-8521 FAX 892-8974

令和6年度日赤活動資金目標額

日赤活動資金目標額 7,685,600 円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
日赤活動資金	豊田	7,748	1,549,600
	笠間	5,845	1,169,000
	小菅ヶ谷	5,530	1,106,000
	本郷中央	6,437	1,287,400
	本郷第三	4,259	851,800
	上郷西	3,148	629,600
	上郷東	3,218	643,600
	小計	36,185	7,237,000
その他	事務局	-	448,600
合 計		-	7,685,600

※実施期間: 令和6年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和6年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額: 日赤活動資金 対象世帯数 × 200円

令和6年4月22日

自治会・町内会会長各位

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
会 長 田中 健次

令和6年度 区社協協力金について（お願い）

平素から栄区社会福祉協議会事業に対しては、一方ならぬご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年度は地域福祉推進の基盤となる区社協協力金にご協力いただき大変ありがとうございました。本年度も予定額として金額を設定させていただきましたので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

金 額 : 1世帯あたり32円
地区別依頼額 : 別添「予定額一覧表」のとおり

【募集期間】5月1日～6月30日

※今年度分の区社協協力金については令和6年8月末までにご送金くださいますようお願い申し上げます。

【窓口受付時間】祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時
(日赤活動資金と同時にお預かりさせていただきます。)

事務局：栄区社会福祉協議会 担当：根岸・小沼
栄区桂町279-29
TEL 894-8521 FAX 892-8974

令和6年度 区社協協力金目標額

区社協協力金目標額 1,229,696 円

単位(円)

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額合計
区社協協力金	豊田	7,748	247,936
	笠間	5,845	187,040
	小菅ヶ谷	5,530	176,960
	本郷中央	6,437	205,984
	本郷第三	4,259	136,288
	上郷西	3,148	100,736
	上郷東	3,218	102,976
	小計	36,185	1,157,920
その他	事務局	-	71,776
合 計		-	1,229,696

※実施期間:令和6年5月1日～6月30日

※対象世帯数は令和6年1月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%を控除したものです。

※目標額: 区社協協力金 対象世帯数×32円

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和 6 年 4 月 18 日(木曜日)から令和 6 年 5 月 31 日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8時45分から17時まで

みどり環境局公園緑地管理課
担当 関本、井上、入本
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様にご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりや子どもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲子どもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出 令和6年5月31日まで (切手不要)
横浜市 中区本町6丁目50番地の10
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】 個人(住民) その他(事業者等)

【住所】 横浜市 _____ 区 横浜市内外

【年代】 ~9歳 10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代 50歳代
 60歳代 70歳代 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上 週1回未満~月1回以上
 月1回未満~年1回以上 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111fffed/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



1 これまでの経過

(1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- 「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- 駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- 天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- 従前から喫煙者が少ないことも自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- 駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- 条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。



▲ 試行中の公園の様子

各自治会町内会長 様

資源循環局栄事務所長

**「プラスチックごみの分別・リサイクル拡大」に伴う
説明会の開催について（依頼）****1 依頼事項の趣旨**

栄区を含む市内 9 区において、令和 6 年 10 月からプラスチックごみの出し方が変わります。（令和 7 年 4 月から全市域で実施）

つきましては、新たなプラスチックごみの出し方について、ご希望のある地域の皆様を対象として説明会を開催させていただきますので、開催にあたっての日程調整等を依頼するものです。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様への周知をお願いいたします。

【単位会長】説明会の開催をご希望の場合は、資源循環局栄事務所までご連絡ください。

3 説明会概要**(1) 説明会開催曜日及び時間帯（下記時間帯で 1 時間程度）**

・月曜日から金曜日（午前 9 時から午後 6 時まで）

・土曜日（午前 9 時から午後 4 時まで）

※日曜日を除きます。祝日は開催可能です。

(2) 説明会実施単位

自治会町内会単位（複数自治会町内会の合同開催も可）

(3) 説明会会場

町内会館など、ご指定の場所に伺いますので、お手数ですが、会場の手配をお願いいたします。なお、資源循環局栄事務所（上郷町 1570-1）の利用も可能です（収容人数 80 名程度）。会場の手配ができない場合はご相談ください。

4 説明会開催のお申し込み

説明会開催を希望される場合は、電話で資源循環局栄事務所までご連絡ください。日程調整のうえ、開催日を決定させていただきます。

5 その他

- ・説明会に参加できない場合でも、ご家庭等で視聴していただける「プラスチックごみの出し方」の説明動画をインターネット上に配信しますのでご利用ください。
- ・「ごみと資源の分け方、出し方」のパンフレットを全戸に配布します。

横浜市 プラスチック資源 出し方



プラスチックごみの出し方

資源循環局栄事務所
担当：山田、猶野、星
電話：045-891-9200

横浜市からのお知らせ



プラスチックごみの 出し方が変わります

お住まいの区によって、実施時期が異なります。

令和6年10月～

旭区、磯子区、泉区、
金沢区、港南区、栄区、
瀬谷区、戸塚区、中区

令和7年4月～

全市
18区

プラスチック資源の収集日に お出しいただくもの

「プラスチック製容器包装」の収集日が
「プラスチック資源」の収集日になります。

NEW プラスチック製品



プラスチックのみでできたもの

プラスチック製容器包装



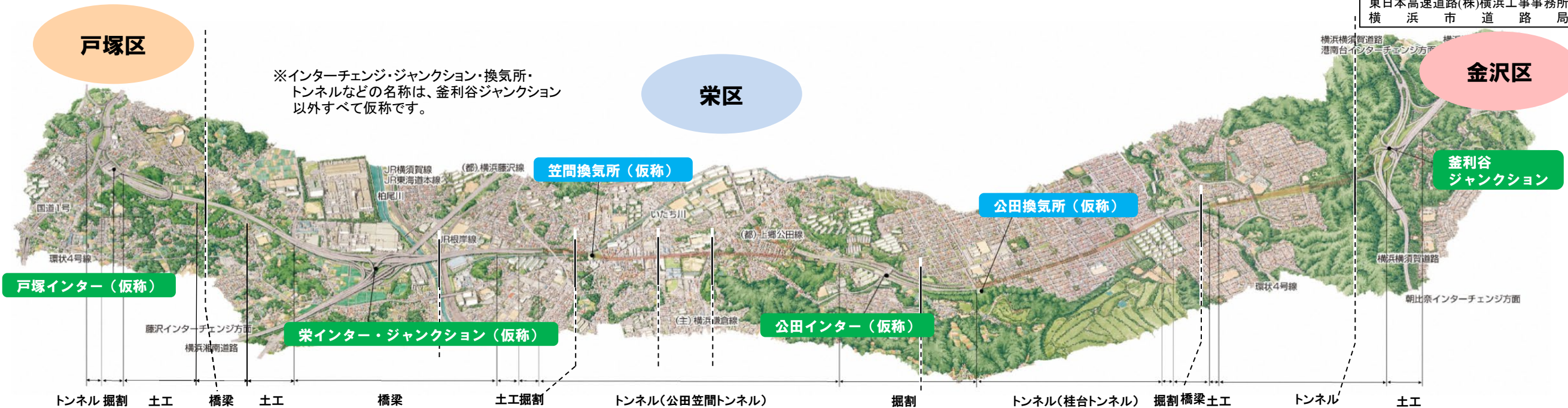
このマークが目印です

1つの袋でまとめてお出しいただけます



「プラスチック資源循環法」の施行により、新たに「プラスチック製品」についても「プラスチック製容器包装」と同様にリサイクルできるようになりました。今回の分別品目の変更は、プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすことを目的としています。脱炭素社会の実現に向けて、出来ることから取り組んでいきます。皆さんの御協力をお願いします。

令和6年度 横浜環状南線・横浜湘南道路全体の主な予定について(R6.4.22)【情報提供】



連合等		豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央		上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間							
	横浜湘南道路 小雀工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区		桂公田工事区	上郷桂台工事区		庄戸工事区	釜利谷工事区	
横国・NEXCO 高速道路事業	R5 年度以前	●小雀高架橋 橋梁工事 ●トンネル工事	●戸塚IC工事 ●田谷地区橋梁工事 ●小雀地区橋梁工事	●栄IC・JCT橋梁工事 ●JR跨線橋梁工事	●公田笠間トンネル工事 (H28.4~)		●公田インターチェンジ工事 (R3.4~)	●桂台トンネル工事(H27.4~) ●神戸橋(PC上部工)工事(R2.12~) ●桂台トンネル管理用地下構造物工事 (R5.10~)		●釜利谷庄戸トンネル工事 (R3.2~)	●釜利谷ジャンクションHランプ 第二トンネル工事(R3.10~)	
	第1四 半期	⋮	⋮	●栄IC・JCT橋梁工事	⋮		⋮	⋮		⋮	⋮	
	第2四 半期	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮		⋮	⋮	
	第3四 半期	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮		⋮	⋮	
	第4四 半期	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮		⋮	⋮	
横浜市 関連街路事業	事業名	「横浜藤沢線」	「田谷線」「横浜藤沢線」「環状4号線(田谷交差点改良)」 「笠間交差点改良」「環状4号線[原宿六浦][笠間~鎌倉女子拡幅]」					「上郷公田線(公田地区)」		「上郷公田線(上郷・桂台地区)」		
	第1四 半期		●水路切り直し工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内)	●農水路切り直し工事 【田谷線】 (栄区田谷町地内)	●歩道橋築造工事・ 電線共同溝工事 【笠間交差点】			●道路整備工事(その1) 【擁壁工事】 ●道路整備工事(その2) 【擁壁工事】	●設計 関係機関との協議を行い、道路の 設計を進めます			
	第2四 半期		⋮	⋮	⋮			⋮	⋮			
	第3四 半期	●路床改良工事 【横浜藤沢線】 (戸塚区小雀町地内)		●地盤改良工事 【横浜藤沢線】 (栄区田谷町地内)	⋮			●道路整備工事(その3) 【土工・擁壁工事】 ●道路整備工事(その4) 【土工・擁壁工事】	⋮			
	第4四 半期	⋮	⋮	⋮			⋮	⋮				

※工事に関する情報は、工事説明会のほか適宜回覧等でお知らせします。

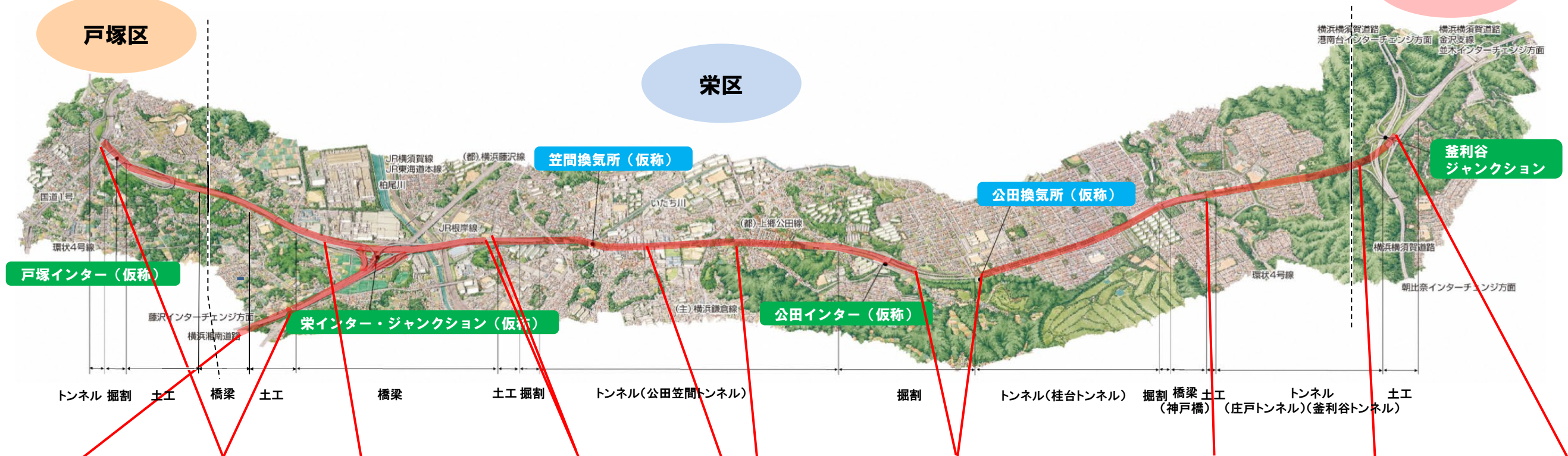
横浜環状南線事業の進ちょく状況について《参考》



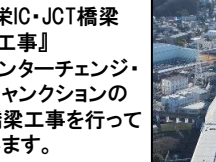









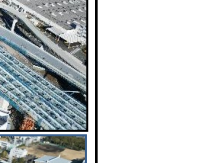
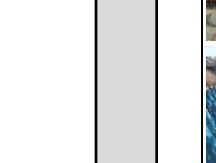

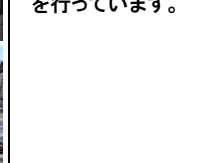

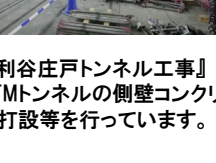
金沢区

戸塚区

栄区

釜利谷
ジャンクション



連合等	豊田・小菅ヶ谷				笠間	鎌倉市	本郷中央			上郷西	上郷東	釜利谷(金沢区)
事業者 施行区間	国土交通省施行区間				東日本高速道路(株)施行区間							
	横浜湘南道路 小雀工区	横浜環状南線 栄・戸塚工区	田谷工区	飯島工区	岩瀬笠間工事区	桂公田工事区	上郷桂台工事区	庄戸工事区	釜利谷工事区			
沿線 工事の 状況	 『小雀地区トンネル工事』 トンネル工事(シールドマシン掘進)を行っています。	 『戸塚IC工事』 インターチェンジの改良工事等を行っています。	 『栄IC・JCT橋梁工事』 インターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。	 『田谷IC・JCT橋梁上部工事』 田谷町地区内にてインターチェンジ・ジャンクションの橋梁工事を行っています。	 『公田笠間トンネル工事』 シールドトンネルの掘削を行っています。	 『公田インターチェンジ工事』 ランプ施工を行っています。	 『桂台トンネル工事』 シールドトンネルの内部構築と、掘削作業を行っています。	 『釜利谷庄戸トンネル工事』 NATMトンネルの側壁コンクリート打設等を行っています。	 『釜利谷ジャンクションHランプ第二トンネル工事』 NATMトンネルの覆工コンクリート打設等を行っています。	※インターチェンジ・ジャンクション・換気所・トンネルなどの名称は、釜利谷ジャンクション以外すべて仮称です。		
	 『小雀高架橋 栄IC・JCTランプ橋』の橋梁工事等を行っています。	 『田谷地区橋梁工事』『小雀地区橋梁工事』 高架橋の橋梁工事等を行っています。										

区連会 4 月定例会資料
令和 6 年 4 月 22 日
東日本高速道路株式会社
関東支社 横浜工事事務所

各 位

令和 6 年 4 月吉日
東日本高速道路（株） 関東支社
横浜工事事務所 上郷桂台工事区

横浜環状南線 桂台トンネル管理用地下構造物工事に関する説明会について
(お知らせ)

1. 趣旨

平素より、横浜環状南線に対して多大なるご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 7 月から桂台トンネル管理用地下構造物工事の掘削作業着手の予定となります。つきましては当工事に関する説明会を下記のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

2. お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3. 説明会の概要

1. 日程・会場

内容	日時	会場
横浜環状南線 桂台トンネル管理用地下構造物工事に関する説明会	6 月上旬開催 (詳細日時は調整中)	桂台自治会自治会館 (詳細は調整中)

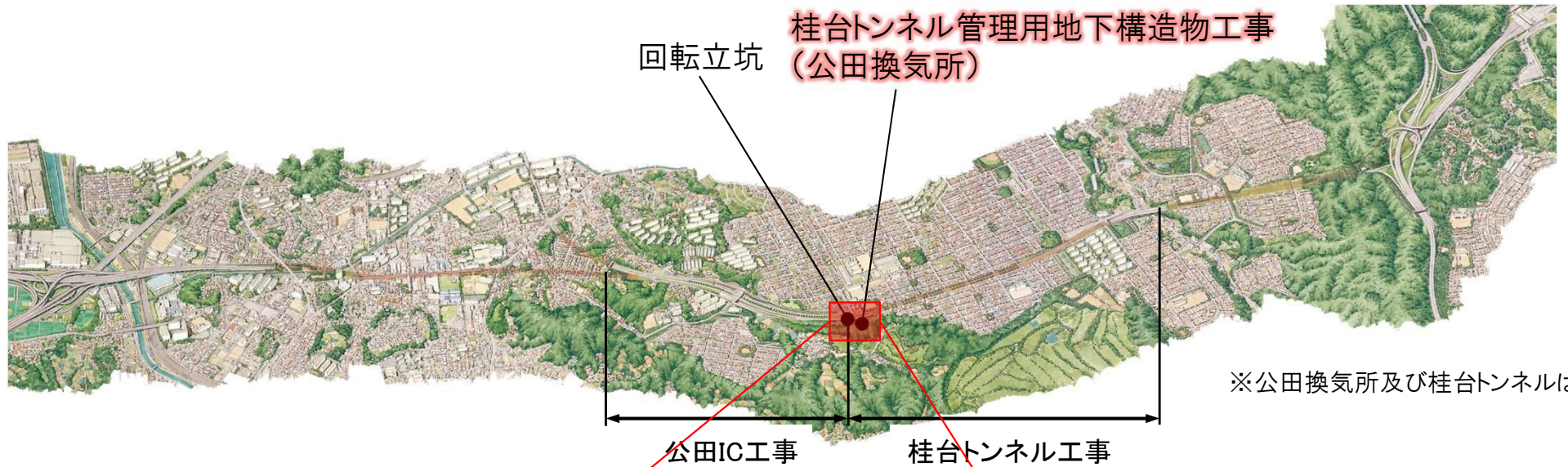
2. 主催者 東日本高速道路（株） 関東支社 横浜工事事務所

3. 工事概要 裏面記載のとおり

4. 対象 桂台自治会 (現場近隣の世帯)

5. 問合せ先 東日本高速道路（株） 関東支社 横浜工事事務所
代表 TEL 045-439-0180

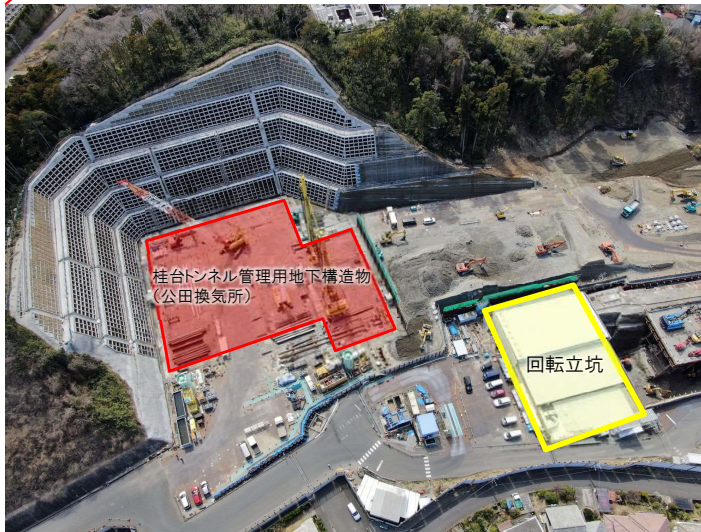
■ 横浜環状南線 桂台トンネル管理用地下構造物工事



公田IC(仮称)側 状況



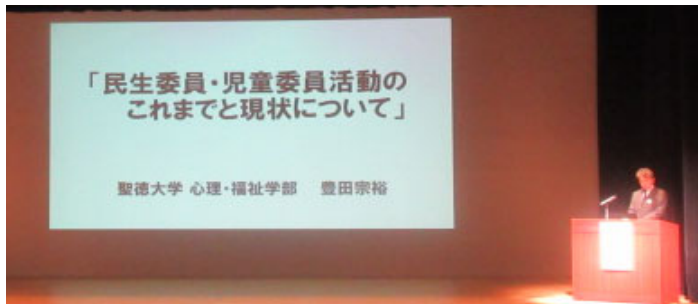
公田換気所周辺 状況



桂台TN工事側 状況



令和6年3月19日 栄区 民生委員の活動を知る・考えるシンポジウム 実施報告



第1部 基調講演では地域支援・個別支援の視点などのお話も



第2部 動画等で民生委員や主任児童委員の活動を紹介



第3部 各パネリストが具体的な課題や改善点などをディスカッション



展示 栄区7地区ごとの民生委員の活動をパネルで紹介

開催日時:令和6年3月19日(金) 19時～

場所:栄公会堂 講堂

参加者:131名

栄区の自治会町内会長や民生委員児童委員などを対象に「民生委員の活動を知る・考えるシンポジウム」を開催しました。

第1部では聖徳大学の豊田宗裕教授により、民生委員の成り立ちや今後の役割などについてご講演いただき、第2部では、栄区の民生委員の活動を動画等で紹介。

第3部では連合町内会や民生委員の会長5名をパネリストとして、「自治会町内会との連携」や「担い手不足の解消」をテーマに、パネルディスカッションを行いました。参加された多くの方に、民生委員の活動や課題について考えていた

当シンポジウムの動画を横浜市の公式Youtubeチャンネルで公開しています。以下の二次元コードまたは栄区民生委員のページのリンクからご覧ください。



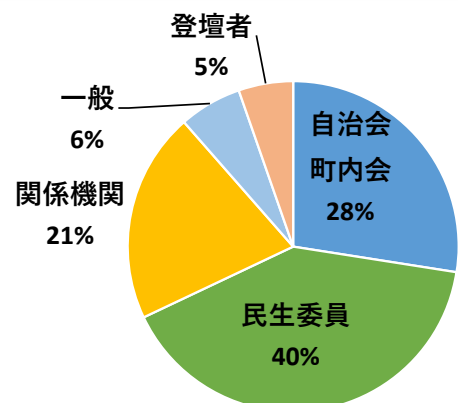
栄区 民生委員

検索

公開期間:令和6年4月19日(金)～年内

【参加者内訳】

所属	人
自治会町内会関係者	36
民生委員	53
関係者(局区・社協・ケアプラ等)	27
一般市民	8
登壇者等	7
合計	131

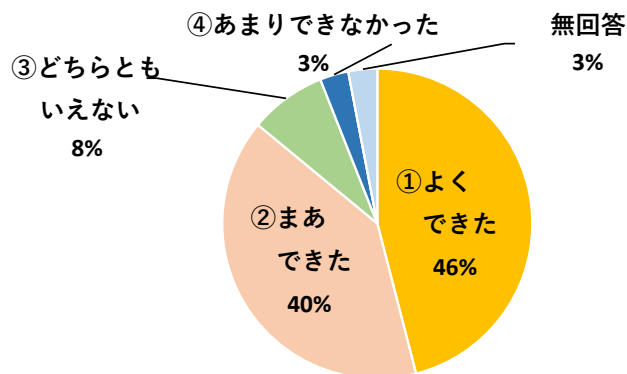


【アンケート集計結果】

※回答数 100名分（内訳：会場回収 81名、電子申請 19名） 回答率 約77%

【設問】今回のシンポジウムで、民生委員の活動について知り、考えることができましたか？

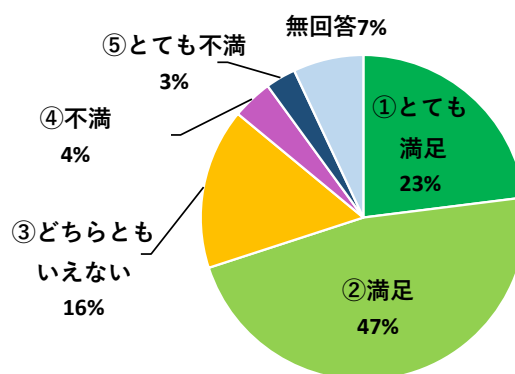
内訳	人数	%
①よくできた	46	46
②まあできた	40	40
③どちらともいえない	8	8
④あまりできなかった	3	3
⑤全くできなかった	0	0
無回答	3	3
合計	100	100



※⑤全くできなかった・・・0%

【設問】今回のシンポジウム全体の満足度はいかがでしたか？

内訳	人数	%
①とても満足	23	23
②満足	47	47
③どちらともいえない	16	16
④不満	4	4
⑤とても不満	3	3
無回答	7	7
合計	100	100



【ご意見・ご感想】 ※抜粋

- ・ **地区社協、自治会との関係性が大切。** ケアプラザのような専門機関につなげていくことも大切。デジタル化、内容の効率もはかる必要がある。
- ・ 自治会との連携。 **情報の共有が不十分。**
- ・ 負担軽減についての、 **その他の活動が大変という意見に賛同**です。やはり分担整理をして、本来の民生委員の活動をシンプルに出来れば担い手も増えてくると感じます。
- ・ 行政がデジタル化により **省力化負担軽減への取組を推進**していることに大いに力を得ました。
- ・ **デジタルの活用をもっとまじめに考えてほしい。** 担い手がないのは自治会も同じでは？若手が参加したくなる地域活動を考えないと先に進まないのでは？具体的な話が出て来なかった点少し残念でした。
- ・ このようなシンポジウムを **多数の一般区民に参加していただきたい。**
- ・ 何をやるかの業務の説明を民生になってもらう時に話した方が良い。 **自治会との連携・役割分担をしないと、負担軽減にならない。**
- ・ 民生委員のなり手不足について、時代と共に **民生委員のあり方についても再確認する時期**にきているのではないかと感じました。
- ・ **仕事していても委員が受けられるようハードルを下げる**には、会議の数ややり方、時間帯等再考が必要だと思います。
- ・ 民生委員と **社協の関わりがよく分からない。**
- ・ **新しい方に活動を伝えて行くのが大事**だと思いました。
- ・ **現場の状況や関係者の皆様の想いを直接お聞き**することができ、前向きなお話も多く参考になった。
- ・ 聖徳大学の豊田宗裕教授のお話で **民生委員の成り立ちや、活動内容を改めて知る**ことができとてもよかったです。

各自治会町内会長 様

栄区区政推進課長

「栄区の花と緑を巡ろう2024」について（情報提供）

1 情報提供の趣旨

栄区内で開催するオープンガーデンの情報や花や緑がきれいな場所を紹介するパンフレット「栄区の花と緑を巡ろう2024」を発行しました。

4月の地域振興課の配送ルートで配布いたしますので、地区定例会出席者の方への情報提供にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】4月の地区定例会で情報提供（パンフレットの配布）をお願いします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 その他

パンフレットは、4月中旬から区役所等の公共施設に順次配架しています。また、栄区花いっぱい魅力づくり（花サクサカエ）のホームページにも掲載しています。

【ホームページ URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/midori_eco/hanasakusakae.html

担当：栄区区政推進課企画調整係

鶴岡、押本

Eメール sa-kikaku@city.yokohama.jp

電話 045-894-8161

栄区の花と緑を巡ろう

2024

栄区には、花や緑が魅力的な場所がいっぱい！
その一部を紹介するよ。みなさん、是非いろいろ巡ってね。



栄区いたち川マスコット
タッチくん

小山台オープンガーデン

5月11日㊤



4
詳細図1ページ

5月11日㊤・12日㊤

風の丘オープンガーデン



7
8
9
詳細図5ページ

5
6
7
8
9
詳細図3ページ

桂台地区オープンガーデン

5月11日㊤・12日㊤



7
8
9
詳細図7ページ

上郷ネオポリス&SDGs 推進のまち オープンガーデン

5月11日㊤・12日㊤

- の番号は9ページ「区の木『サクラ』がきれいな公園」をご覧ください。
- の番号は10ページ「区の木『カツラ』のある公園」をご覧ください。
- の番号は9・10ページ「花木や花壇などがきれいな公園」をご覧ください。

☆掲載情報は現時点での予定です。荒天や新型コロナウイルス感染症への対応等により、やむを得ず掲載内容に変更が生じる場合があります。

☆掲載場所の紹介文及び写真は作り手の皆様からご提供いただいたものです。

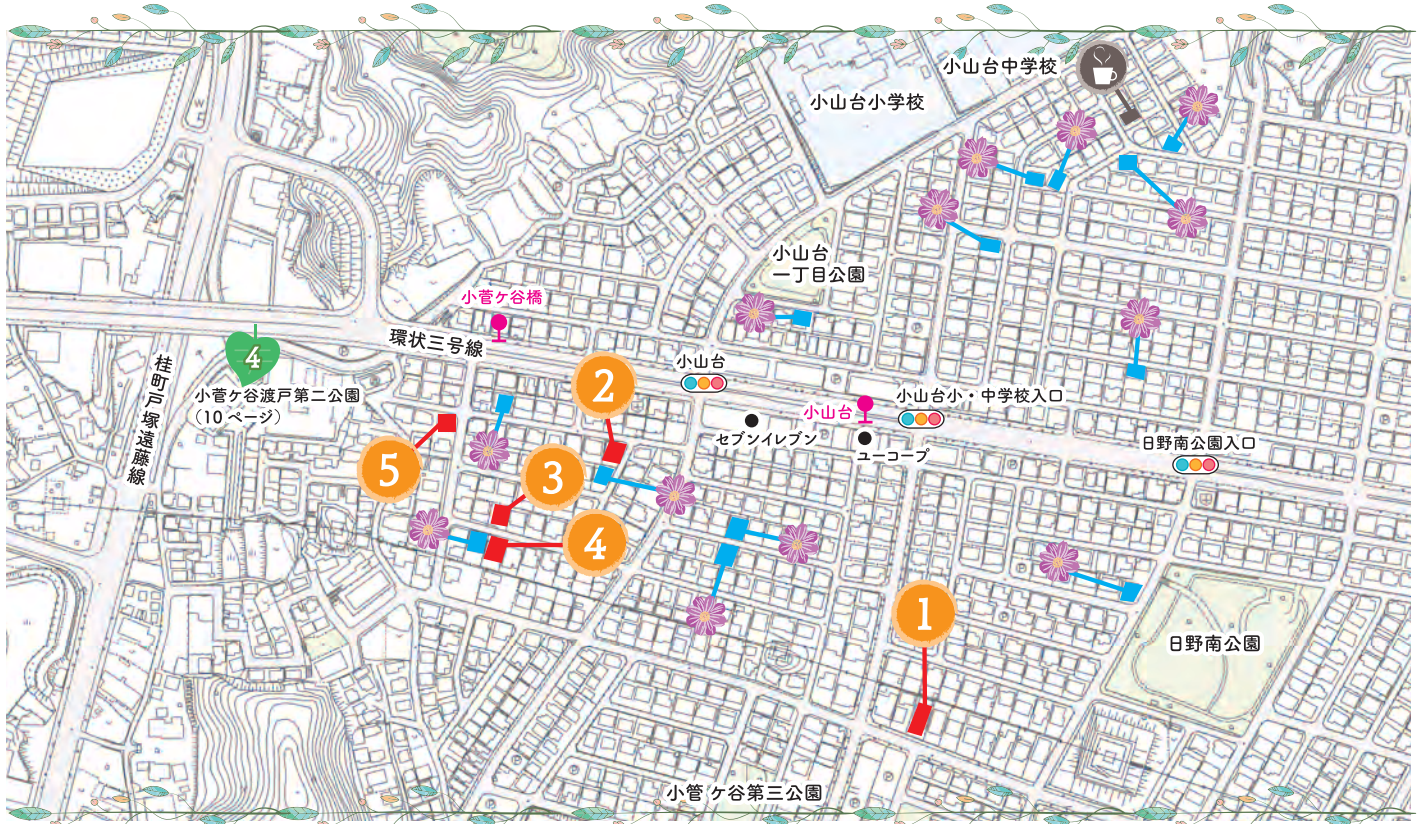
見どころ

「こんなお庭にしたい!」という思いは多種多様です。それぞれの工夫やこだわりを是非お楽しみください。今年のオープンガーデンの日には、「赤おにカフェ」も開店します。コーヒータ임もお楽しみください。

行き方

JR港南台駅から 神奈中バス「本郷台行(138)」 「小山台」下車

JR本郷台駅から 神奈中バス「港南台行(138)」・「上大岡駅行(139)」 「小菅ヶ谷橋」・「小山台」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9019号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成」

- 1-5 オープンガーデン会場
 - とおりみちガーデン (敷地内見学不可)
 - 赤おにカフェ
- アイコンで表しています。ご確認ください。

会場を訪れる前に、必ず2ページの「オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項」をお読みください。

1 桜と陶器のあるガーデン

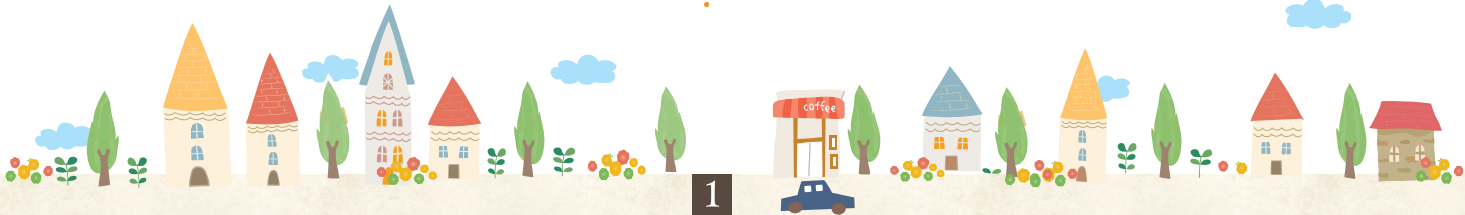


桜の木が庭の中央にありそこから広がる草花と陶器のオブジェを楽しんでほしいです。

2 素人感ミエミエ手作りガーデン



レンガを砕いたり、ガーデン用石類、枕木を駆使し、作り上げた手作り感満載の庭です。



3 野菜やお花を育てて地域交流



土地をお借りして近所の人たちで野菜やお花を育てています。

4 風吹かれる木立の庭



果樹や落葉樹が季節ごとに庭の趣きを変えています。

赤おにカフェ

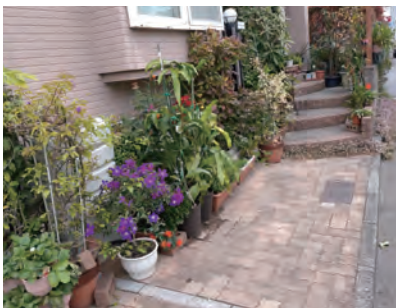
お庭を眺めながら美味しいコーヒーはいかがですか？

時間／11:00～15:00

コーヒー(お菓子付き)・・・100円



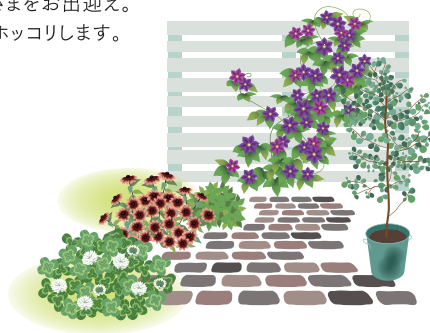
5 いつも花が迎えるガーデンアプローチ



植物家族全員集合。四季折々、ところ狭しの庭で存在を競い合っています。

とおりみちガーデン

通り道に季節の花々がみなさまをお出迎え。心がホッコリします。



オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項

- 開催時間は10:00～16:00です。
- お車でのご来場はご遠慮ください。
- オープンガーデンを実施しているお庭は「オープンガーデン開催中」のフラッグが目印です。
- 「とおりみちガーデン」のフラッグが掲示してあるお庭は、敷地には立ち入ることができません。道路から楽しんでください。
- 写真撮影は可能ですが、庭主にひと言お声掛けのうえ行ってください。
- 許可なく植物、その他のものを持ち帰らないでください。
- お飲み物は各自で必ず持参してください。
- ごみはお持ち帰りください。
- 見学中歩きながらの飲食はご遠慮ください。
- トイレは公共施設又はトイレマークのある会場で借りてください。
- 近隣の方の迷惑にならないよう、静かに鑑賞してください。
- プライベートガーデンです。マナー違反や失礼のないように鑑賞してください。
- 作り手の思いに寄り添って鑑賞していただくようお願いいたします。

さらに安心して楽しんでいただくために…

- おでかけの前に、体温・体調をご確認ください。
※発熱やせきなどの症状がある場合は、ご来場をご遠慮ください。
- 見学の際は、他の方とできるだけ間隔をあけてください。
- こまめな手洗い、手指の消毒をお心がけてください。

敷地内見学不可(フラッグ)



敷地内見学可能(フラッグ)



風の丘オープンガーデン

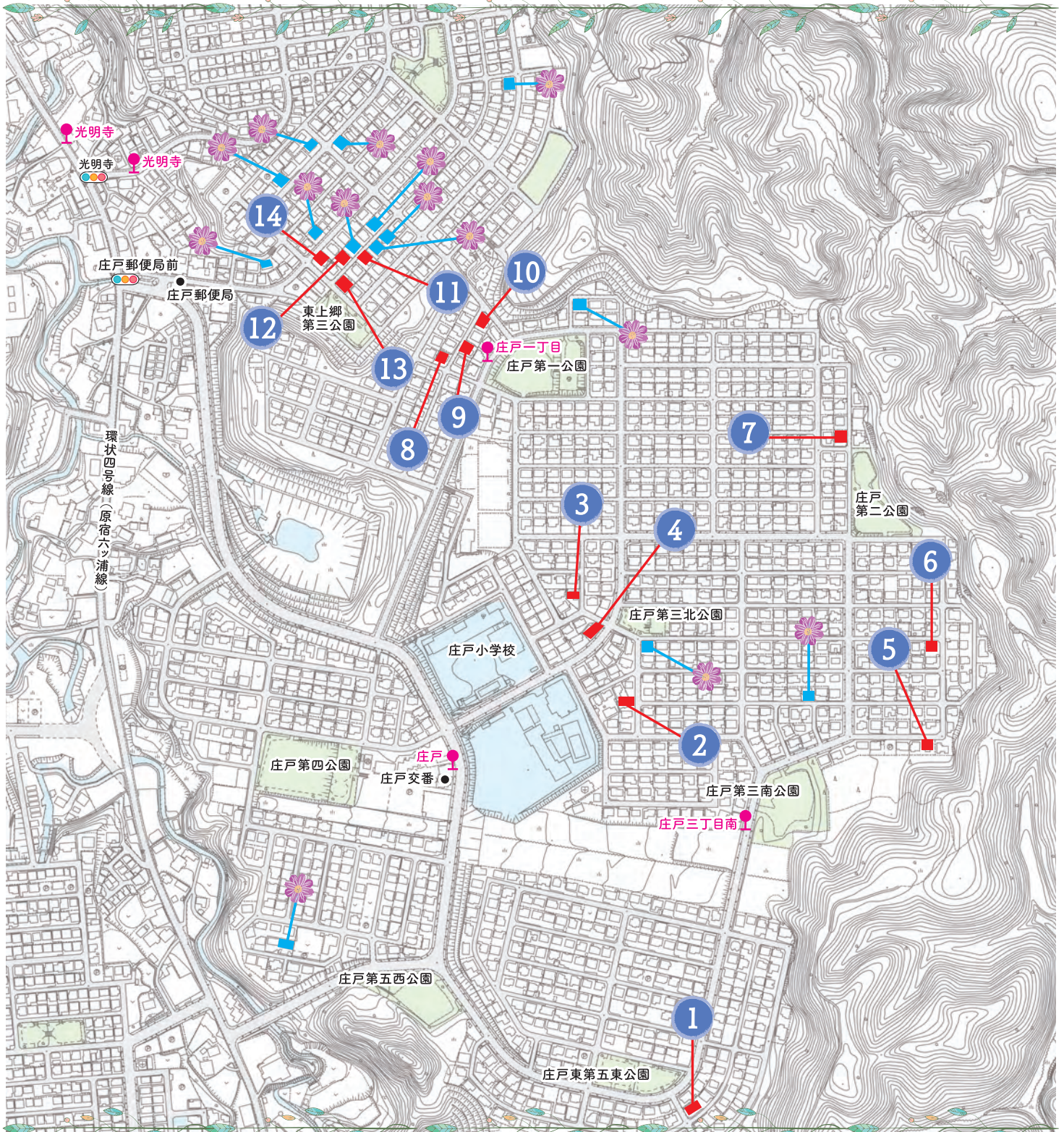
5月11日(土)・12日(日)

見どころ

自然豊かで閑静な住宅街の個性豊かなプライベートガーデン、とおりみちガーデンをごゆっくりお楽しみください。

行き方

JR大船駅(笠間口)から 神奈中バス「金沢八景行(船08)」・「みどりが丘東行(船09)」 「光明寺」下車
 JR港南台駅から 神奈中バス「庄戸循環(港55)」 「光明寺」・「庄戸」・「庄戸三丁目南」・「庄戸一丁目」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9019号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成」

アイコンで表しています。
 ご確認ください。

- 1~14 オープンガーデン会場
- とおりみちガーデン (敷地内見学不可)

会場を訪れる前に、必ず2ページの
 「オープンガーデンをお楽しみいただくための
 注意事項」をお読みください。

1 溢れる花の庭



庭面にコンテナの中で色とりどりの花が咲き誇っています。コンテナの数?分かりません。この地に転居し「花が友だち」という思いから生まれた庭です。

2 軽井沢の木陰ガーデン



樹木からこぼれる陽と吹き抜ける風が心地よい軽井沢風ガーデン。

3 風香るバラの庭



色とりどりの鉢バラが一斉に咲きます。

4 迷路のバラとおしゅべり



迷路を進むと香り豊かなバラがシャワーのように待っています。

5 楓



庄戸の森を借景にした雑木の庭です。

6 千の花揺れるT-garden



あふれる美しい花々とバラの競演です。枝垂桜のようなバラは必見です。

7 四季の花が咲く庭



5月にはカラーが見所です。温暖化により、サツキが4月頃咲いてしまい残念です。

8 憩いのローズガーデン



多品種のばらの花型・色・香りを宿根草と共に楽しめるばら中心のガーデンです。お好きなばらを探してみませんか?

9 芝と寄せ植えの庭



コニファーが目印の芝と寄せ植えのガーデンです。ガーデニング小物にもこだわって、かわいい動物たちがかくれんぼしています。

10 小さな森の家



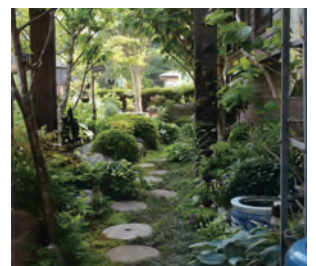
リスが顔を出しそうな小さな森。静寂と清々しさに包まれる庭。

11 バラの小径のある庭



バラの香りに包まれる癒しのガーデン。小さいキッチンガーデンもあります。

12 緑の隠れ家



枕木アーチをくぐると草花、樹木、苔、バラなど多様な植物が迎えてくれます。

13 風吹きぬける芝ガーデン



和洋風の家に合わせて作庭しました。

14 バラ香る和庭



巨石・巨木とさつきの刈り込みが清々しい和庭にいろいろなバラが色と香りを添えています。

とおりみちガーデン

通り道に咲く綺麗な花々がみなさまをお出迎え。ちょっとした所に目を向けてみてください。



桂台地区オープンガーデン

5月11日(土)・12日(日)

見どころ

どのお庭もそれぞれに個性にあふれ、味わいのあるプライベートガーデンです。どうぞお楽しみください。

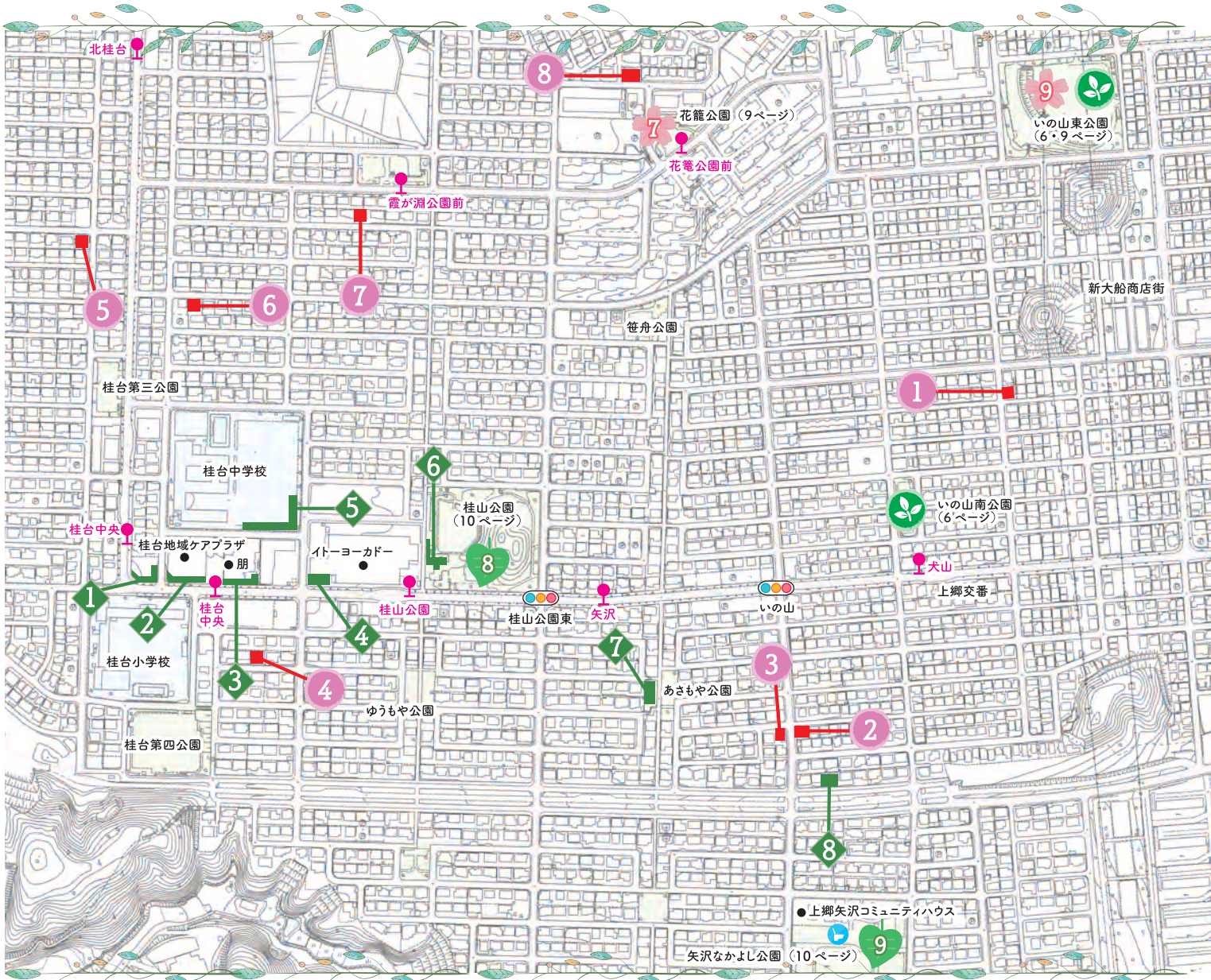
行き方

JR大船駅(笠間口)から

神奈中バス「上之行(船11)」「北桂台」「桂台中央」・「桂山公園」・「矢沢」・「犬山」下車

JR港南台駅から

神奈中バス「桂台中央行(港31、33、83ほか)」「花籠公園前」・「霞が淵公園前」・「犬山」・「矢沢」・「桂山公園」・「桂台中央」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9019号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成」

1-8 オープンガーデン会場

アイコンで表しています。
ご確認ください。

1-8 湘南桂台みどりの会 (8 オープンガーデンを含む)

会場を訪れる前に、必ず2ページの
「オープンガーデンをお楽しみいただくため
の注意事項」をお読みください。

1 アールズガーデン



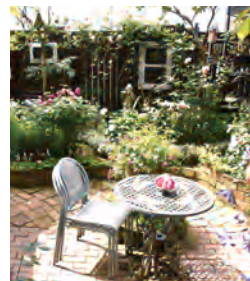
バラや寄せ植え、手作り雑貨等自分の好きを詰め込んだDIYガーデン。

2 盆栽と暮らす庭



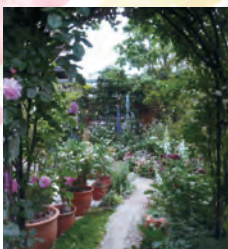
250鉢以上育てていた盆栽を半分程処分し、草花も育て始めました。

3 小鳥が憩う手作りガーデン



バラと宿根草のハーモニーと手作り小屋やドア・小物を配しわくわく感のある楽しい庭です。全国ガーデンコンテストで銀受賞。

4 癒しの庭



コテージガーデン風の庭を夢見ています。バラ・宿根草の植栽・色のバランスを意識して、優しい庭づくりを心がけています。

5 木漏れ日の庭



緑の中のイオン溢れるお庭を理想としています。ホッと一息いかがですか？

6 Potato's Garden



ガーデニング初心者の方が友人達と手作りしている発展途上のお庭です。ウッドデッキに座り花を眺めながら愛犬や友人との語りが至福の時間。

7 My Favorite Garden



忙しい日常で、四季折々の花が宿根草を中心に、なるべく少ない手入れで咲くようにデザインしています。

8 花かごのお庭



花かごはサービスB事業を中心に、貸室利用もできる地域の居場所。訪れる人が楽しめるよう、お花好きのボランティアが関わって【元気】を育てています。

いの山東公園



南西側花壇にばらまきチューリップ、パンジー、キンセンカを植えています。4月頃は公園の桜とのコラボで見ごたえがあります。

いの山南公園



公園近隣の花好き主婦10数名で公園内の花壇を年間通して花が絶えないようにしたいと活動しています。



ここもおすすめだよ。

湘南桂台みどりの会

見どころ

公共施設など身近な施設を中心に地域全体で緑化に取り組んでいます。四季折々、季節の花をお楽しみください。

横浜みどりアップ計画

湘南桂台みどりの会の緑化活動は、横浜みどり税を活用した、地域緑のまちづくり事業で実施しました。

1 神奈中バス折り返し所花壇



運転手さんリラックスできるように設計しました。隣接する桂台地域ケアプラザの花壇と合わせたデザインで一体感を演出しています。※折り返し所内は立ち入り禁止です。

2 ケアプラザウェルカムガーデン



ガーデナーが設計したお庭。バラを始めとして沢山の花が咲き誇っています。水の流れをあらわした敷石にも注目してください。

3 ともガーデン



訪問の家と地域の人々が交流できるようにとの思いで設計されたお庭です。オープンガーデンの開催時にはコンサートを聞き自家製のお菓子やパン、時には焼芋や芋煮も販売されそれらを食べながら楽しい時を過ごします。※オープンガーデンの日程は(社)訪問の家のホームページ等でご確認ください。

4 イトヨーカドー花壇



西側エントランスに配置されたメッシュプランターの中に作られた花壇で、イトヨーカドーへお買い物に来たお客様の憩いの場となっています。

5 わくわくオレンジガーデン



桂台中学校の環境委員会の生徒とともに設計した花壇。「わくわくオレンジガーデン」の名称も生徒たちのアイデアです。※学校の敷地内は立ち入り禁止です。

6 桂山公園



▲階段スロープ沿い花壇



▲公田サッカーガーデン

7 あさもや公園花壇



公園を横切るあさもや緑道沿いに作られた花壇で通勤、通学で通る人たち、買い物で通る人たち、散歩の人たちの目を楽しませています。

8 サンシャインガーデン



バラのみでなく、四季折々の花を愛でながら庭でお茶を楽しむような庭づくりを心掛けています。



▲ゆりもや緑道沿い花壇

上郷ネオポリス&SDGs 推進のまちオープンガーデン

5月11日(土)・12日(日)

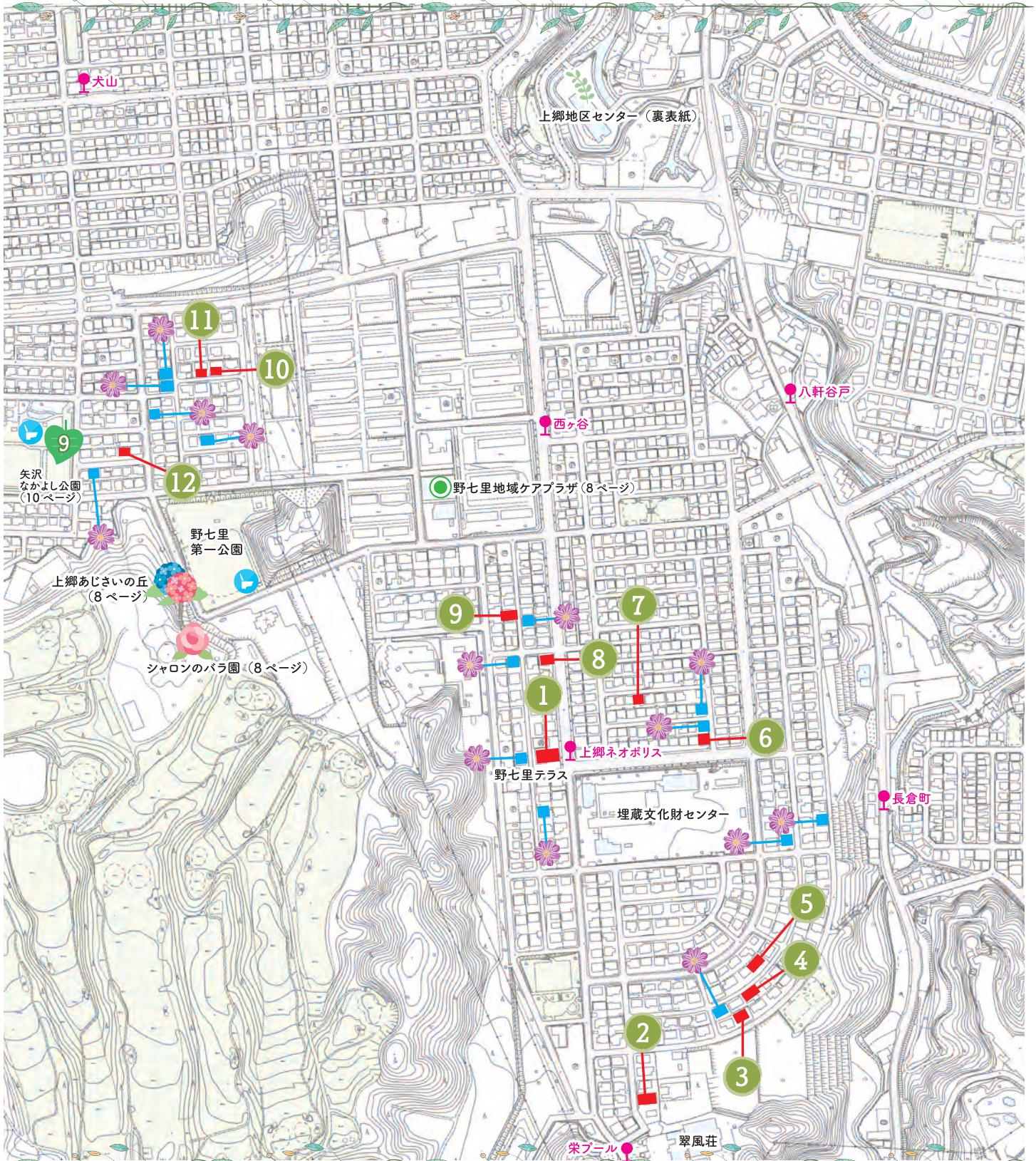
見どころ

上郷ネオポリスでは、〈SDGs推進のまち〉を宣言し、暮らしの中で取り組みながら持続可能なまちをめざしています。野七里テラスバラ園で配布する地図にまわったお宅のSDGs目標番号を記入してみましょう！

行き方

JR大船駅(笠間口)から 神奈中バス「上郷ネオポリス(船91)」行・「栄プール(船07)」行 「上郷ネオポリス」下車

JR港南台駅から 神奈中バス「上郷ネオポリス(港36、37、86)」行・「栄プール(港40)」行 「上郷ネオポリス」下車



【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9019号】「横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成」

アイコンで表しています。 1-12 オープンガーデン会場
ご確認ください。 とおりみちガーデン (敷地内見学不可)

会場を訪れる前に、必ず2ページの「オープンガーデンをお楽しみいただくための注意事項」をお読みください。

1 野七里テラスバラ園



春から秋まで咲き続けるバラ園。バラの香りを楽しみながら野七里テラスでコーヒーをどうぞ!SDGs番号を記入する地図を配布します。

2 山野草とつばいの庭



年間を通して山野草を中心に季節の花々が楽しめる庭。

3 イングリッシュ風ガーデン



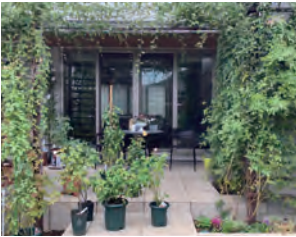
芝生にアンジェラ、池の鯉もお出迎え。

4 山野草でめぐる庭



約30種類の山野草が折々に咲き揃う庭。

5 バラと宿根草の庭



庭づくり2年目、試行錯誤を重ねて心地よい庭に育ってきました。バラと季節の草花の饗宴が見どころです。

6 バラと野菜の庭



咲いてうれしい!食べておいしい!おひさま、サンサンの庭!

7 プチ・ジャルダン・マサ



テラスのバラ園に魅せられ庭を改造して2年目。進化する庭を見てください。

8 メルヒェンガーデン



木のおもちゃの店メルヒェンのお庭です。秋にはムベの実や山梨ブドウが実る棚の木陰は憩いの空間です。

9 花鳥風月の箱庭



寒椿、緋寒桜、杏子、枝垂れ桃、ハナミズキと四季折々の花や虫の音、鳥のさえずりなど季節を感じる箱庭。

10 子犬も遊べるチアフルガーデン



バラと宿根草がにぎわう庭。

11 風の通り抜ける庭



日差しがサンサンと降り注ぐバラと宿根草の2年目の庭。

12 白が基調のリゾート風の庭



入口の白バラが迎える庭は、アガベやワシントンヤシのドライガーデンです。

シャロンのばら園



118段の階段上のシャロンのばら園では、360度の展望と合わせ、春から秋に約100株のバラが美しく咲き、心も和みます。今年は、ボランティアと一緒に、猛暑を乗り越えられるよう花壇に黒土を入れ薔薇が良く咲くように改良しました。

住 所: 横浜市栄区野七里一丁目 37-10

上郷あじさいの丘



花の数も種類も多く、斜面で見やすいです。
6月8日(土)~16日(日)には上郷あじさいまつりを開催します。
期間中は普段は入れない園内を散策できます。
※8日・9日にイベントを実施します。

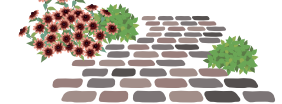
住 所: 栄区上郷町 1730-1 (野七里第一公園前)

シャロンのバラ園
上郷あじさいの丘
への行き方

JR 港南台駅から: 神奈中バス「桂台中央」行ほか「犬山」下車徒歩5~6分
神奈中バス「上郷ネオポリス」行「西ヶ谷」下車徒歩5~6分
JR 大船駅から: 神奈中バス「上之」行「犬山」下車徒歩5~6分
神奈中バス「金沢八景」行「八軒谷戸」下車徒歩7~8分

とおりみちガーデン

季節のお花が咲くお庭がみなさまをお出迎え。
敷地に立ち入ることはできません。
通り道からお楽しみください。



野七里地域ケアプラザ



ボランティアさんと一緒に作った花壇です。「ほっこりガーデン」の名のとおり、ケアプラザを訪れる人たちの目を楽しませ、ほっこりしてもらえるガーデンです。ぜひお立ち寄りください。

栄区には花と緑がきれいな公園がたくさんあります。
 栄区の木「サクラ」と「カツラ」のある公園や花と緑がきれいな公園の一部を紹介します。

栄区の木「サクラ」と「カツラ」

平成28年に、区制30周年を記念して制定されました。
 将来にわたって栄区の豊かな自然、緑を大切に守り、育むためのシンボルとして、栄区にゆかりのある「サクラ」、「カツラ」、「サルスベリ」、「ユリノキ」の4つを候補樹木として投票を行い、最多の391票を獲得した「サクラ」と、5票差で次点となった「カツラ」に決まりました。

区の木「サクラ」がきれいな公園

1 **長尾台けやき公園**
 長尾台16 | 神奈中バス「長尾台」より徒歩5分
 春にはコブシや桜が美しく咲きます。

2 **長沼町第二公園**
 長沼町505-7 | 江ノ電バス「飯島上町」より徒歩4分
 公園を囲むように桜が咲き、花壇の花も楽しめます。

3 **笠間町公園**
 笠間四丁目13 | 神奈中・江ノ電バス「笠間十字路」より徒歩3分
 サルスベリやきれいな花壇があるのも見どころです。

4 **海里橋公園**
 小菅ヶ谷一丁目10 | JR「本郷台駅」より徒歩12分
 栄区で最も古い公園。本数は少ないものの、桜が美しく咲きます。

5 **桂台第一公園**
 桂台西一丁目36 | 神奈中バス「北桂台」より徒歩3分
 広場を囲むように多くの桜が咲き、地域のお花見の名所となっています。

6 **中野町左近公園**
 中野町1068-1 | 神奈中バス「本郷小学校前」より徒歩3分
 園内に名称由来の石碑や、地域の言い伝えのある石もあります。

7 **花籠公園**
 桂台東5 | 神奈中バス「花籠公園前」バス停すぐ
 レンガ造りの大きな花壇があり、富士山も望めます。

8 **尾月第一公園**
 尾月21 | 神奈中バス「尾月」より徒歩5分
 広々とした明るい広場とブランコや砂場が、懐かしい雰囲気のある公園です。

9 **いの山東公園**
 犬山町11 | 神奈中バス「上之中央」より徒歩3分
 少年野球場もあり、遊具も多い公園。あじさいなども多く咲きます。



長尾台けやき公園

長沼町第二公園



海里橋公園

中野町左近公園

花木や花壇などがきれいな公園-①

1 **笠間三丁目公園**
 笠間三丁目44 | 神奈中・江ノ電バス「岩井口」より徒歩10分
 ミモザやブラシノキ、ライラックなど珍しい花木が多い公園です。



笠間三丁目公園

2 **飯島わんわん池公園**
 飯島町2908-2 | 江ノ電バス「飯島上町」より徒歩4分
 栄区の中では、最も大きな湧水を利用した池が中心となっています。初夏はスイレンが見ごろです。



飯島わんわん池公園

区の木「カツラ」のある公園

1 本郷台三丁目公園
 本郷台三丁目35 | 江ノ電バス「市民の森」より徒歩5分
 大きな花壇の手入れは、近隣の小学生も手伝います。富士山が美しくみられます。

3 本郷台駅前公園
 小菅ケ谷一丁目2000-31 | JR根岸線「本郷台駅」より徒歩1分
 本郷台駅前広場から続く公園で芝生がきれいです。

5 小菅ケ谷石神公園
 小菅ケ谷三丁目1 | 神奈中・江ノ電バス「地球市民プラザ」より徒歩8分
 高台で見晴らしが良くさわやかな雰囲気公園です。

7 桂台第五公園
 公田町774-7 | 神奈中バス「公田ハイツ前」より徒歩9分
 高台にあり、日当たりの良い公園です。区の木「サクラ」と「カツラ」があります。

9 矢沢なかよし公園
 桂台南二丁目34 | 神奈中バス「犬山」より徒歩4分
 区の木「サクラ」と「カツラ」があります。芝生や花壇もきれいです。



矢沢なかよし公園

2 本郷台中央公園
 本郷台一丁目14 | 江ノ電バス「本郷台中央公園」バス停すぐ
 広い草地のある緑豊かな公園で、区の木「サクラ」もきれいです。

4 小菅ケ谷渡戸第二公園
 小菅ケ谷四丁目26 | 神奈中・江ノ電バス「西谷戸」より徒歩3分
 マンションの前にあり、入口に区の木「カツラ」があります。

6 公田中谷第四公園
 公田町754-7 | 神奈中バス「公田ハイツ前」より徒歩8分
 遊具が中心の小さな公園で、高台にあるので日当たりの良い公園です。

8 桂山公園
 桂台中16 | 神奈中バス「桂山公園」より徒歩1分
 おおきな広場小高い森、こどもログハウスがある公園で、花壇もきれいです。



本郷台三丁目公園



小菅ケ谷渡戸第二公園

花木や花壇などがきれいな公園-②

3 荒井沢公園
 公田町971-90 | 神奈中バス「荒井沢公園前」バス停すぐ
 入口を中心に花壇があり、バスを待つ人も色々な花を楽しむことができます。

4 本郷ふじやま公園
 中野町56-1 | 神奈中バス「本郷」より徒歩1分
 緑豊かな自然が残る山道があり、紅葉や散策を楽しむことができます。

5 上之公園
 上之町38 | 神奈中バス「犬山南」より徒歩2分
 手入れの行き届いた地域の方に大切にされている公園です。5月にはフジも美しく咲きます。



荒井沢公園



上之公園

栄区の公園へ行こう

検索

まだまだいっぱい
 素敵な公園があるから
 探してみよう。

栄区の花「キク」

平成3年に、区制5周年を記念して制定されました。花の普及を通じた区民の皆さんの心のふれあい、連携のシンボルとしての区の花を募集し、1,300票を超える応募の中から、最多の応募があった「キク」に決まりました。



栄区には花と緑がきれいな場所が他にもあります。その一部を紹介します。

上郷地区センター

当館で活動するサークルが丹精込めてお手入れしている西花壇です。
1階フリースペースのガラス越しにゆっくりとご覧ください。

住所：栄区上郷町 1173-5

電話：045-892-8000

開館時間：月～土 9：00～21：00、日・祝 9：00～17：00

休館日：毎月第4火曜日（祝日、振替休日にあたるときはその翌日）
年末年始（12月28日～1月4日）

行き方：JR 港南台駅から 神奈中バス「上郷ネオポリス」行ほか「中島」又は
「西ヶ谷入口」下車 徒歩5分
JR 大船駅から 神奈中バス「金沢八景駅」行「中島」下車 徒歩5分



いたち川沿い

いたち川沿いは、緑が多く、
たくさんの花や紅葉が楽しめます。
ゆっくり散策して、お気に入りの場所を
探してみませんか？



GREEN×EXPO 2027



GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)は、大阪
花の万博以来37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際
園芸博覧会です。圧倒的な花と緑で皆様をお迎えするとともに
持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する
新しいグリーン博を目指します。

開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）
開催期間：2027年3月19日（金）～9月26日（日）
テーマ：幸せを創る明日の風景
主催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会



詳細はこちら！



(公社)2027年国際園芸博覧会協会より提供

ガーデンネックレス横浜2024

みなとエリア、里山ガーデンをメイン会場として、ガーデンネックレス横浜2024が開催されます。
みなとエリアでは桜やチューリップ、バラなどが、里山ガーデンでは横浜産の花で彩る市内最大級10,000㎡の大花壇
などが楽しめます。



詳細はこちら！

【みなとエリア】

開催期間：2024年3月23日（土）～6月9日（日）

開催場所：山下公園、港の見える丘公園、横浜公園、日本大通り、新港中央広場など

【里山ガーデン】

開催期間：（春）2024年3月23日（土）～5月6日（月）

（秋）2024年9月中旬～10月中旬（予定）

開催場所：旭区上白根町 1425-4（よこはま動物園ズーラシア隣接）



横浜の花と緑をPRするマスコットキャラクター
「ガーデンベア」
©ITOON/GN

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蛭川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。



EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市

主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会



GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

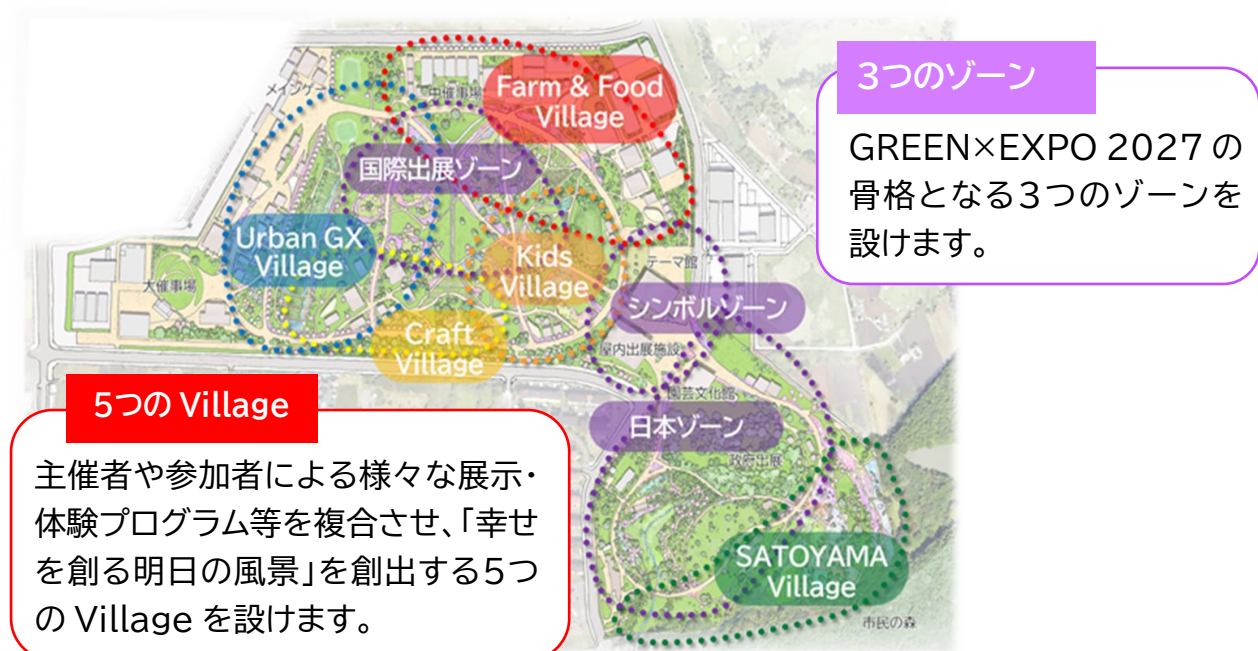
【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和7年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和7年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 令和6年度の変更点

・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和6年7月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
(内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします)
- ・令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

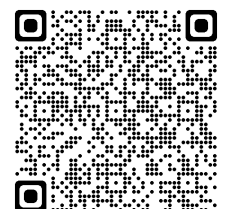
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合(※)

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、高橋、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

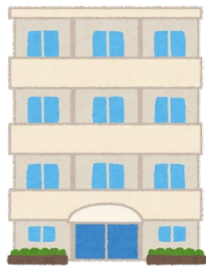
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

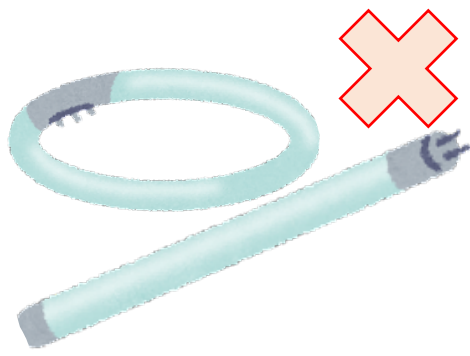
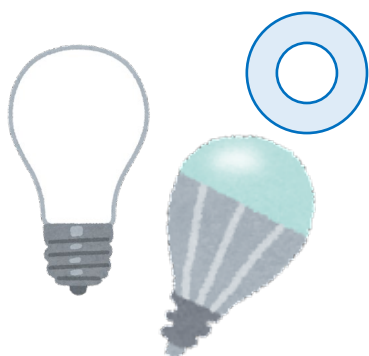
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどんなところ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)
担当 川口、渡邊
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

栄区連合町内会事務局長
(栄区地域振興課長)

令和 6 年度新任自治会町内会長研修会及び
令和 6 年度自治会町内会ガイドブックの配布について (情報提供)

1 趣旨

自治会町内会活動を支援するため、令和 6 年度新任自治会町内会長研修会を開催します。また、「令和 6 年度自治会町内会ガイドブック」を作成しましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】 ご承知おきください。
【地区連長】 新任自治会町内会長へ周知をお願いします。
【単位会長】 新任自治会町内会長はご参加ください。

3 令和 6 年度新任会長研修会

- (1) 日時：令和 6 年 6 月 8 日 (土) 午前 10 時 30 分から正午
(2) 会場：栄区役所 新館 4 階 8・9 号会議室
(3) 対象：令和 6 年度から新たに自治会町内会長に着任された方
(4) 内容：・自治会町内会の運営、防災等の活動について
・各種補助金等の申請について
・民生委員児童委員事業について
(5) 申込方法：別添申込書を 5 月 24 日 (金) までに、Eメールで
sa-chikatsu@city.yokohama.jp 宛にご提出ください。
(6) その他：区役所駐車場は台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

4 令和 6 年度自治会町内会ガイドブック

配布物：令和 6 年度自治会町内会ガイドブック 1部

※本ガイドブックは栄区連合町内会ホームページに掲載しております。

◆栄区連合町内会ホームページ <https://www.sakaekurenkai.net/every/index.html>



担当 栄区連合町内会事務局 (栄区地域振興課内)
出丸、三國
電話 894-8391 FAX 894-3099
Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

令和6年度
新任自治会町内会長研修会申込書

令和6年6月8日(土)10時30分～12時

栄区役所新館4階8・9号会議室

<自治会町内会名>

<出席者氏名>

資料No.17

令和6年度 各地区連合町内会長の兼務する各種団体の委員等(案)

各種団体名	役職名	就任者 (敬称略)
栄区社会福祉協議会	理事	田中
	評議員	横川・豊田
神奈川県共同募金会 栄区支会	支会長	細田
	副支会長	豊田・三原
	委員	田中・芦川 横川・三原
栄区社会福祉協議会 さかえふれあい助成金 配分審査会	委員	細田・芦川
日本赤十字神奈川県支部 横浜市地区本部 栄区地区委員会	副委員長	田中
	監事	三原・芦川
	委員	細田・豊田 横川・指田
栄区社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会	委員	横川
栄区更生保護協会	副会長	細田
	監事	三原
栄区明るい選挙 推進協議会	副会長	芦川
	委員	三原
栄区地域と学校の協働事業推進協議会	会長	指田
栄防犯協会	会長	横川
	副会長	指田
	監事	豊田
	理事	細田・芦川・田中・三原
NPO法人さかえ区民活動支援協会	理事	田中
栄交通安全協会	理事	指田
読書活動推進連絡会議	委員	横川

令和5年度 栄区連合町内会 事業報告書

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時00分開催）（8月及び12月は休会） 令和5年4月20日（木）、5月22日（月）、6月20日（火）、7月20日（木）、 9月20日（水）10月20日（金）、11月20日（月） 令和6年1月22日（月）、2月20日（火）、3月21日（木）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会町内会長、副会長研修会（5～6月） ・各地区連合単位で出前講座方式による実施 ○栄区連合町内会研修会（7月20日）連長・事務局長 ・2027年国際園芸博覧会会場施設等（旧上瀬谷通信施設）連長・事務局長 ○栄区中学校給食試食会（9月20日）連長・事務局長 ○栄区連合町内会研修会（11月29日）自治会長等 ・山中市長による「特別市」の講演など ○栄区連合町内会研修会（3月9日）連長 ・特別市の法制化の実現に向けて基調講演など</p>
3 新年懇談会	<p>○新年懇談会の開催 ・令和6年1月22日（月）（会費制）</p>
4 加入・ 活性化 促進事業	<p>○加入促進啓発・動画放映 令和6年1月15日～令和6年3月31日 神奈中バス車内デジタルサイネージ ※横浜営業所50台、戸塚営業所50台 ○加入希望者対応、転入者へのパンフレット配布 ○栄区連合町内会ホームページの運用 ・通年 ○栄区民まつりでのPR ・令和5年11月4日（土） ○区内イベントへの協賛・広告掲出 ・令和5年11月4日（土）栄区民まつり ・令和6年1月13日（土）栄区民ロードレース大会 ・令和6年3月17日（日）栄区中学校対校駅伝大会 ・令和6年3月17日（日）SAKAE ヤングフェスティバル</p>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費</p>

令和5年度 栄区連合町内会 収 支 決 算 書 【補助金事業分】

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

収入合計額 2,000,012 円
支出合計額 1,695,491 円

差引残高 304,521 円

(市への返還金 304,521円)

1 収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化 促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	11	12	1	利息
合 計	2,000,011	2,000,012	1	

2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	予算額	決算額	差額	説 明
1 会議費	43,200	42,000	1,200	
(1)会議費	43,200	42,000	1,200	
2 事務費	116,000	88,792	27,208	
(1)消耗品費	80,000	88,792	△ 8,792	
(2)通信費	32,000	0	32,000	
(3)使用料	4,000	0	4,000	
3 人件費	752,000	748,124	3,876	
(1)アルバイト費	752,000	748,124	3,876	
4 事業費	1,088,811	816,575	272,236	
(1)事業費	1,078,659	803,000	275,659	研修費の実施 89,900 加入促進動画の掲出(バス広告) 251,680 加入促進マップの作成 220,660 ホームページ運用経費 89,760 区民まつり広告協賛 50,000 ロードレース広告協賛 30,000 ヤングフェスティバル広告協賛 21,000 中学校対校駅伝大会広告協賛 50,000
(2)諸支出金	10,152	13,575	△ 3,423	負担金、振込手数料等
6 予備費	0	0	0	
(1)予備費	0	0	0	
合 計	2,000,011	1,695,491	304,520	

令和5年度 栄区連合町内会 収 支 決 算 書 【その他事業分】

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

収入合計額 148,205 円
支出合計額 106,425 円
差引残高 41,780 円

1 収入の部

項 目	予算額	決算	差額	説 明
1 会費	84,000	0	84,000	
2 負担金	302,000	0	302,000	会費等徴収せず
3 繰越金	148,205	148,205	0	
4 雑収入	0	0	0	
合 計	534,205	148,205	386,000	

2 支出の部

項 目	予算額	決算	差額	説 明
1 事業費	386,000	21,710	364,290	
(1)懇談会費	70,000	0	70,000	
(2)慶弔費	14,000	0	14,000	
(3)その他	302,000	21,710	280,290	研修会に伴う食糧費(弁当飲料代)
2 事務費	22,000	715	21,285	
(1)事務費	22,000	715	21,285	会費返還振込手数料
3 予備費	126,205	84,000	42,205	
(1)予備費	126,205	84,000	42,205	前年度会費の返還(12,000円×7)
合 計	534,205	106,425	427,780	

令和6年度 栄区連合町内会 事業計画書

項 目	実施内容
1 定例会議	<p>○栄区連合町内会定例会（区連会） 年10回開催 （原則13時30分～15時00分開催）（8月及び12月は休会） 令和6年4月22日（月）、5月20日（月）、6月20日（木）、7月22日（月）、 9月20日（金）、10月21日（月）、11月20日（水） 令和7年1月20日（月）、2月20日（木）、3月21日（金）</p>
2 研修会	<p>○新任自治会町内会長、副会長研修会 ・6月頃 ・主な対象者：令和6年度新任自治会町内会長および副会長</p>
3 新年懇談会	<p>○新年懇談会の開催 ・令和7年1月20日（月）（会費制）</p>
4 加入・ 活性化 促進事業	<p>○加入促進啓発 ・デジタルサイネージを活用した動画放映 ・加入促進物品の作成等</p> <p>○加入希望者対応、転入者へのパンフレット配布 ・通年</p> <p>○栄区連合町内会ホームページの運用</p> <p>○栄区民まつりでのPR ・令和6年11月3日（日）</p> <p>○区内イベントへの協賛（令和6年4月22日現在の予定） ・令和6年11月3日（日） 栄区民まつり ・令和7年1月初旬 栄区民ロードレース大会 ・令和7年3月中旬 栄区中学校対校駅伝大会 ・令和7年3月中旬 SAKAE ヤングフェスティバル</p>
5 諸支出金	<p>○横浜市社会福祉協議会会費</p>

令和6年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書 【補助金事業分】

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

収入合計額 2,000,012 円
支出合計額 2,000,012 円
差引残高 0 円

1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 補助金	2,000,000	2,000,000	0	
(1)団体運営費	1,100,000	1,100,000	0	
(2)加入・活性化促進事業費	900,000	900,000	0	
2 雑収入	12	11	1	利息
合 計	2,000,012	2,000,011	1	

2 支出の部

※加入・活性化促進事業費分

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 会議費	43,200	43,200	0	
(1)会議費	43,200	43,200	0	定例会お茶代
2 事務費	116,000	116,000	0	
(1)消耗品費	80,000	80,000	0	事務用品等の購入
(2)通信費	32,000	32,000	0	
(3)使用料	4,000	4,000	0	
3 人件費	752,000	752,000	0	
(1)アルバイト費	752,000	752,000	0	
4 事業費	1,088,812	1,088,811	1	
(1)事業費	1,078,659	1,078,659	0	加入促進リーフレット・物品作成等 800,000 ホームページの運用 100,000 協賛広告 145,000 研修会費 33659
(2)諸支出金	10,153	10,152	1	負担金等
6 予備費	0	0	0	
(1)予備費	0	0	0	
合 計	2,000,012	2,000,011	1	

令和6年度 栄区連合町内会 収 支 予 算 書 【その他事業分】

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

収入合計額 41,780 円
支出合計額 41,780 円
差引残高 0 円

1 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 会費	0	84,000	△ 84,000	
2 負担金	0	302,000	△ 302,000	
3 繰越金	41,780	148,205	△ 106,425	
4 雑収入	0	0	0	
合 計	41,780	534,205	△ 492,425	

2 支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増△減	説 明
1 事業費	0	386,000	△ 386,000	
(1)懇談会費	0	70,000	△ 70,000	
(2)慶弔費	0	14,000	△ 14,000	
(3)その他	0	302,000	△ 302,000	研修費
2 事務費	0	22,000	△ 22,000	
(1)事務費	0	22,000	△ 22,000	
3 予備費	41,780	126,205	△ 84,425	
(1)予備費	41,780	126,205	△ 84,425	
合 計	41,780	534,205	△ 492,425	

※本会計は繰越金がなくなり次第終了します

区連会 4 月定例会資料
令和 6 年 4 月 22 日
区連会事務局

令和 5 年度栄区連合町内会後援・協賛行事について（報告）

令和 5 年度に栄区連合町内会が後援・協賛した行事について報告します。

【後援】

※全て栄区役所も後援をしている行事です。

団体名	行事名	開催日	場所
栄区舞踊連盟	第 35 回栄区舞踊連盟 舞踊発表会	令和 5 年 6 月 11 日（日）	栄公会堂
栄フィルハーモニー交響 楽団	2023 栄フィル・夏休みコ ンサート	令和 5 年 7 月 23 日（日）	栄公会堂
栄区社会福祉協議会	第 5 回栄区フードパント リー	令和 5 年 7 月 29 日（土）	栄区福祉保健活動拠点
栄区文化協会	栄区民芸術祭 2023	令和 5 年 10 月 13 日（金） ～11 月 27 日（月）	栄公会堂 栄区民文化センターリリス
栄区吟詠協会	創立 10 周年記念 さかえ吟詠大会	令和 5 年 11 月 23 日（木）	栄公会堂
栄区子ども会連絡協議会	栄区子ども会書道展	令和 6 年 2 月 10 日（土） ～2 月 11 日（日）	栄区社会福祉協議会内
栄区文化協会	さかえ春の文化祭	令和 6 年 1 月 31 日（水） ～3 月 15 日（金）	栄公会堂 栄区民文化センターリリス

【協賛】

団体名	行事名	開催日	内容
栄区民まつり実行委員会	第 24 回栄区民まつり	令和 5 年 11 月 4 日（土）	協賛金 50,000 円
栄区民ロードレース大会	第 34 回栄区民ロードレ ース大会	令和 6 年 1 月 13 日（土）	協賛金 30,000 円
SAKAE ヤングフェスティバ ル実行委員会	SAKAE ヤングフェスティ バル	令和 6 年 3 月 17 日（日）	協賛金 21,000 円
栄区中学校対抗駅伝大会 実行委員会	栄区中学校対抗駅伝大会	令和 6 年 3 月 17 日（日）	協賛金 50,000 円

担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）
出丸、三國
電話 894-8391 FAX894-3099
Eメール sa-chikatsu@city.yokohama.jp

区連会4月定例会資料
令和6年4月22日
高齢・障害支援課

各地区連合町内会長 様

高齢・障害支援課長

敬老お祝いメッセージカードの配付希望及び配付数について（依頼）

栄区では、多年に渡り社会に貢献してこられた高齢者の方々に敬意を表し、その長寿を祝うため、区長からのお祝いメッセージカードを作成し、各地区連合町内会、各自治会・町内会等で主催される敬老の集い等での配布を御希望の場合にお渡ししております。

つきましては、地区連合町内会、自治会・町内会ごとに、希望の有無、希望される場合の必要枚数を御回答くださいますようお願いいたします。

1 依頼内容

別紙「敬老お祝いメッセージカード配付希望について」に、「希望の有無」及び「希望枚数」を御記入の上、別添した返信用封筒にて御返送、又はメール、FAXにてご提出ください。

なお、希望枚数については、事前に各地区社会福祉協議会等との御調整・御確認等をしていただけるとありがたく存じます。

2 提出書類

別紙「敬老お祝いメッセージカード配布希望調査票」

3 回答期日

令和6年6月14日（金）

4 提出方法

別添の返信用封筒でご返送、又は次の送付先までご提出をお願いいたします

【送付先】

e-mail: sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

FAX : 045-893-3083

4 今後の流れ

- (1) 7月区連合町内会定例会において、見本をお示しします。
- (2) 区連会配送ルートを利用し自治会・町内会ごとに配送します。
- (3) 各地区連合、自治会・町内会での敬老の集い等にて御配付ください

敬老お祝いメッセージカード配付希望について

自治会・町内会名：

御記入者様の氏名：

御記入者様の連絡先：TEL

配付希望の有無：

有 ・ 無

希望される場合、

必要枚数：

枚

【提出方法・期限】

令和6年6月21日（金）までに同封の返信用封筒、又は記載の担当までご提出をお願いいたします。

【担当】

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係

担当：木野内、若杉

〒247-0005 栄区桂町303-19

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

各自治会町内会長 様

栄区総務課長

令和6年度Jアラート（全国瞬時警報システム）
試験放送の実施について（情報提供）

1 依頼事項の趣旨

令和6年度Jアラート（全国瞬時警報システム）試験放送の実施に伴い、区内に設置された防災スピーカーよりチャイムや試験放送が流れますので、ご承知おきください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 実施日時について

(1) 令和6年5月22日（水）午前11時00分頃

(2) 令和6年8月28日（水）午前11時00分頃

(3) 令和6年11月20日（水）午前11時00分頃

(4) 令和7年2月12日（水）午前11時00分頃

※災害等により試験放送を中止する場合には、横浜市防災スピーカーのホームページ等でお知らせします。

4 区内スピーカー設置場所

(1) 市設置防災スピーカー（11カ所）

飯島小学校、小菅ヶ谷小学校、笠間小学校、桜井小学校、庄戸小学校、栄区役所桂台中学校、埋蔵文化財センター（旧野七里小学校）、上郷小学校、小山台小学校、公田小学校

(2) 区設置防災スピーカー（7カ所）

長尾台町内会館、笠間通り町町内会館、飯島町内会館、飯島跨線橋、田谷地区御霊神社、長沼町第三公園、金井町内会館

5 その他

【参考】本市の災害時の情報伝達に対する考え方

横浜市は多様な手段を用いて情報伝達を行っていますが、どの手段もそれぞれの特性により、強み弱みがあり、一つの手段で全ての市民への情報伝達ができるものではありません。防災スピーカーについては、テレビやスマートフォンなどを持っていなくても、プッシュ型で情報を流すことができる一方で、音声での情報伝達であるため、屋内にいる場合や高い建物がある場合は聞こえにくくなります。

本市は、市民へ確実に災害情報を伝達することができるように、防災スピーカーの他、テレビ、ラジオ放送、緊急速報メール、ヤフー防災速報、X、避難ナビ（横浜市防災アプリ）、防災情報Eメール、市ホームページ、場合によっては広報車や電話、ファックスなど多様な手段で情報を伝達しています。

引き続き、確実に市民に情報を伝達することができるように情報伝達手段の強化に取り組んでいきます。

問合せ先

- ・防災スピーカーに関すること
総務局緊急対策課システム担当 671-3458
- ・区内の防災に関すること
栄区総務課危機管理・地域防災担当 894-8312

令和6年度 地区担当課長一覧表

豊田連合 町内会自治会	こども家庭支援課長 やぐち てるひこ 矢口 照彦 (☎894-9298)	栄土木事務所副所長 さかいり けいた 坂入 啓太 (☎895-1411)
笠間連合 町内会自治会	総務課長 かねこ つよし 金子 強 (☎894-8310)	生活衛生課長 まつき ゆか 松木 諭和 (☎894-6909)
小菅ヶ谷連合 町内会自治会	区政推進課長 たなか れいこ 田中 麗子 (☎894-8330)	福祉保健課長 あわたけ ふみあき 粟竹 史明 (☎894-6905)
本郷中央連合 町内会自治会	戸籍課長 すぎた やすのり 杉田 和成 (☎894-8195)	学校連携・こども担当課長 むらかみ よしえ 村上 佳江 (☎894-8409)
本郷第三連合 町内会	地域振興課長 たにかわ みちる 谷川 みちる (☎894-8390)	生活支援課長 しんかい たかお 新海 隆生 (☎894-8955)
上郷西連合 町会	税務課長 とりうみ ひとし 鳥海 仁 (☎894-8613)	高齢・障害支援課長 こじま ひろこ 小嶋 宏子 (☎894-8513)
上郷東連合 町会	税務課担当課長 しばた かずひこ 柴田 一彦 (☎894-8734)	保険年金課長 はしもと てつ 橋本 哲 (☎894-8233)

【担当】区政推進課地域力推進担当

石塚、柳川、小林

電話 894-8936 FAX 894-9127

Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

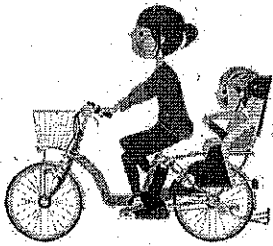
自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和6年5月1日(水)～5月31日(金)の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,703	40	8,909	1,760	3	1,661
前 年	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前年比	211	2	426	26	-1	8
構成率				22.8%	7.5%	18.6%
神奈川県内	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前 年	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前年比	772	2	1,262	38	1	-3
構成率				24.9%	10.4%	20.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323